

国際スポーツ競技大会支援事業実施要領

1 趣旨

この要領は、国際スポーツ競技大会支援事業補助金交付要綱（令和5年6月1日施行）第3条に規定した補助対象事業等について必要な事項を定める。

2 補助対象事業の指定

本補助事業の対象となる国際スポーツ競技大会については、補助事業主体から提出された申請書等一式に基づき、以下の審査基準を勘案した上で、知事が指定する。

【審査基準】

- (1) 国際大会の効果
本県のスポーツの振興、地域の活性化、魅力発信に資すること
- (2) 国際大会終了後の展開
事業の成果が将来の取組への基盤となることが期待されること
- (3) 国際大会実施の確実性
事業に要する経費が措置されているなど、事業を実施することが確実であること
- (4) 国際大会実施による発展性
事業の実施によって地域ブランドイメージの向上が見込まれること
- (5) 国際大会実施主体の明確性
実施主体における責任体制が明確となっていること
- (6) 国際大会の規模
国際的団体や全国的団体と連携した国際大会であり、少なくとも3,000人程度の観戦が見込まれること、又は、県内の学生等1,000人程度の招待があること
- (7) 国際大会の参加者
最低でも5か国の参加があり、県外、海外から選手、大会関係者等の相当数の来訪や宿泊、終日滞在が見込まれる事業であること
- (8) 地域貢献の取組
県民向けの体験会や地域住民と大会参加者の交流会など、地域貢献の取組が行われること

3 補助対象事業とならない国際スポーツ競技大会

- (1) 国際スポーツ競技大会支援事業補助金以外の県補助金を活用している国際大会
- (2) 既存の国際大会（県内で毎年度継続的に実施している国際大会等）

4 事業期間

補助事業主体は、交付決定年度内に補助事業を完成させるものとする。

5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。